

品川の要介護者で 75.6 歳、未認定者はやや若く 70.7 歳である。稲城・鎌ヶ谷も同様で 75.6 歳と 70.4 歳、74.8 歳と 70.1 歳であった。年齢を考慮すれば、健康状態が比較的良好であることから年下のきょうだいに連絡をとっていると考えてもよさそうである。なお、問 26-3（最もよく連絡をとる別居のきょうだいの居住地）からはきょうだいの居住地についてもわかる。それほど大きな差はないとはいえ、品川よりも稲城、稻城よりも鎌ヶ谷の方が遠くに住んでいるようである。

回答者の生存する子どもについて確認したのが、問 27-1 である。生存している子ど�数は、品川要介護者で 2.2 人、未認定者で 1.9 人、稻城で 2.5 人と 1.9 人、鎌ヶ谷で 2.4 人と 2.0 人である。要介護者のほうが生存している子どもの数が多い。品川でわずかに少ない傾向がみられるが、これは「いない」と答えた比率が品川において 10.9% と高いことが影響を与えていると考えられる（稻城 3.9%、鎌ヶ谷 5.4%）。

別居している平均子ども数も生存する平均子ども数と同様である。問 27-2 では子ども数同様の傾向が確認できる。

最もよく連絡をとる子どもは、「長女」と「長男」の順である。次いで「次女」「次男」となっている。女性の子どもの方が、男性の子どもよりも連絡をとりやすようである。具体的に数値を確認すると、品川の要介護者の場合は「長女」について 32.8%、未認定者は 36.8% となっている。稻城も同様で 37.2% と 37.0%、鎌ヶ谷では 34.9% と 37.9% が「長女」と連絡をとっている。「長女」については、要介護・未認定の差はみられない。これに対して、「長男」の場合は少々異なっている。品川の要介護者は「長男」について 25.6%、未認定者は 32.8%、稻城は 26.7% と 35.4%、鎌ヶ谷は 25.8% と 32.7% が「長男」と連絡をとっていると回答している。すなわち、この結果からは要介護者よりも未認定者の方がより連絡をとっているのである。要介護になると長男よりも長女のほうに頼る気持ちが強くなるのかもしれない。問 27-3 をみる限り、こうした子どもの年齢は平均で 40 歳～50 歳前半であり、平均年齢の高い要介護者のほうが未認定者よりも子どもの平均年齢は高くなっている。なお、その子どもの居住地は、もっとも連絡をとるきょうだい同様の傾向は見出せない。品川では「30 分未満の場所」が要介護者で 28.3%、未認定者が 30.4% ともっとも高いものの、「1 時間～2 時間未満の場所」においても、要介護者 25.8%、未認定者 24.6% となっている。鎌ヶ谷も同様で、「30 分未満の場所」「1 時間～2 時間未満の場所」の順であるが、「30 分未満の場所」では要介護者 30.4%、未認定者 31.3%、「1 時間～2 時間未満の場所」では要介護者 20.8%、未認定者 22.3% というように、わずかに近距離の居住が確認できる。これに対して、稻城はあきらかに別居の子どもは近距離に居住している。「30 分未満の場所」では要介護者の 38.1%、未認定者の 35.9% と 3 自治体中もっとも近距離の比率が高いのである。最もよく連絡をとる別居の子どもは、品川、鎌ヶ谷、稻城という順で近距離に居住していると考えられる。

問 27-3（最もよく連絡をとる別居の子ども）によれば、その子どもの 3 分の 2 以上が配偶者をもっている。すなわち、品川要介護者の 65.7%、未認定者の 70.0% であり、また稻

城の 68.3%と 71.9%、鎌ヶ谷の 70.4%と 73.5%となっており、未認定者の「最もよく連絡をとる別居の子ども」の方が配偶率は高い傾向にある。要介護者においては、「最もよく連絡をとる別居の子ども」が未配偶である比率が高いことから、子どもが男性であったりする場合には、親（調査対象者）の介護を担う可能性が低くなることも考えられる結果になっている。

問 27-4 では、さらに「最もよく連絡をとる別居の子ども」との経済的な関係について確認したものである。「子どもに仕送りをしている」「子どもから仕送りを受けている」「経済的な支援関係はない」の 3 つから一つを選択肢、支援関係がある場合にはその金額を確認している。最も多い回答は「経済的な支援関係はない」であり、自治体ごと高い順に示すと、稲城の要介護者は 74.2%、未認定者は 76.8%、鎌ヶ谷の 71.4%と 72.2%、もっとも低いのは品川で 68.5%と 69.5%であった。このように子どもに仕送りをしているのは 2%程度と少ない。その金額は年額、月額、週額で尋ねているので、全ての金額をもっとも仕送り頻度として高い月額に換算してみると、品川の要介護者は 79,320 円、未認定者で 49,402 円、稲城の要介護者で 41,333 円、未認定者では 70,000 円、鎌ヶ谷の要介護者では 42,121 円、未認定者では 62,083 円である。品川では要介護者の方が子どもへの仕送り金額は大きい。これに対して稲城と鎌ヶ谷では子どもへの仕送りは未認定者からの方が多いことがわかる。子どもからの仕送りは、5%程度とこれも少ない。けれども、金額は一桁増える。全ての金額を月額に換算してみると、品川の要介護者で 255,227 円、未認定者の 308,269 円、稲城の 114,625 円と 177,111 円、鎌ヶ谷の 101,852 円と 233,611 円であった。どちらも未認定者のほうが要介護者よりも多く仕送りをしている。

問 28-1 は、高齢者の「最もよく連絡をとる別居の親」一人について確認したものである。年齢を考慮すれば、当然、「いない」と回答する比率が高い。品川の要介護者で 81.8%、未認定者で 79.6%、稲城においては 76.7%と 77.8%、鎌ヶ谷では 82.8%と 75.7%であり、品川と鎌ヶ谷では未認定者に親が「いない」と回答する比率は低い。これはこれまで何度も指摘してきた、要介護者の方が未認定者よりも平均年齢が高いことから生じていると思われる。問 28-2 は、この中で生存している「別居の親」の数について確認したものである。平均は一人程度である。一人と回答するのが品川の要介護者で 26.0%、未認定者で 58.5%、稲城で 25.6%と 56.6%、鎌ヶ谷で 30.6%と 62.8%である。要介護の認定・未認定によるこうした差は、もちろん、年齢が高いほどきょうだい数が多いことも関係していると思われるが、なによりもそうした歴史人口的な問題ではなく、要介護者に「無回答」のものが非常に多いことと関係しているだろう。もしかしたら獲得しようとした情報の中ではもっともあいまいな部分に接近している項目なのかもしれない。

問 28-3 からは、「連絡をとる別居の親の続柄」について確認したものである。すでに何度も触れているように、高齢者のネットワークにおいても、連絡のとりやすさは女性により強くなる傾向がある。「母」あるいは「配偶者の母」であり、「父」は非常に少ない。なかでも実母との連絡は、高齢者にとってそのしやすさは他と比べものにならないのである。

年齢は非常に高齢で平均的にみてもほぼ90歳前後である。とはいえ、居住地の距離は「30分未満の場所」から「2時間以上の場所」まで広く、比率の高いのは両極になっており、この傾向は居住地を確認したすべての結果とおおむね整合的である。

問28-4はこうした「別居の親」との経済的関係について確認したものである。ここでも80%は「経済的な支援関係はない」と答えている。「親に仕送りをしている」のは6.2%、「親から仕送りを受けている」のはわずかに0.5%である。全ての金額を月額に換算してみると、品川の要介護者で29,306円、未認定者の52,023円、稲城の0円と61,667円、鎌ヶ谷の138,333円と24,500円であった。非常にまれなパターンであるので、金額の多寡は問題ではない。しかし、ここではすでに高齢者と呼ばれる層において、その親世代にまで支援関係が存在することを指摘するので充分であろう。

最後に問29アと問29イ、さらに問29-1アと問29-1イによって、対象者の年間収入と世帯収入、それぞれの収入源について確認を行う。対象者の収入は、「収入なし」「100万円未満」「100～300万円未満」「300～500万円未満」「500～700万円未満」「700～1000万円未満」「1000～2000万円未満」「2000万円以上」の8つの項目から当てはまるものを選択している。また、収入源は、「なし」「雇用者収入」「事業収入」「家内労働収入」「家賃・地代収入」「利子・配当金」「公的年金・恩給」「企業年金・退職金」「個人年金」「親からの仕送り」「子からの仕送り」「生活保護」「その他」から一つを選択していただいた。

まず、個人年収をみると、「無回答」は15%～20%程度いる。また「収入なし」も5～10%ほどいる。おおむね要介護者の方が未認定者よりも年間収入は少ない。300万円未満の年収がどの自治体でももっとも多く、要介護者・未認定者に関わらずおよそ6割を占める。世帯年収では「無回答」が増え35%～40%程度いる。「収入なし」は1%である。おおむね要介護者の方が未認定者よりも年間収入は少ない傾向は個人収入、世帯収入共通の傾向である。300万円未満の年収を得ている割合は当然個人年収より低下し、およそ30%～40%である。

個人年収の収入源は、当然、「公的年金・恩給」が主体である。品川の要介護者では57.1%、未認定者では53.2%、稲城では58.1%と51.8%、鎌ヶ谷では65.7%と58.7%でもっとも「公的年金・恩給」への依存度が高い。「個人年金」「家賃・地代収入」も選択されているがどれも10%未満の低い値である。高齢者の家計の主体が「公的年金・恩給」であることがはっきりと示されている。一方で世帯の収入源では、「無回答」を選択するものが35～45%ほどいる。この影響で「公的年金・恩給」を選択する比率は20～30%台になるが、もっとも多く選択されていることは変わらない。加えて、「雇用者収入」の比率が12～22%台に上昇している。品川の要介護者では13.8%、未認定者12.4%と3自治体では最も低く、稲城では18.1%と15.2%、鎌ヶ谷では22.2%と14.7%となっている。

#### [参考文献]

統計数理研究所国民性調査委員会.1970.『第2　日本人の国民性』至誠堂

佐藤博樹・岩井紀子編.2001.『日本人の姿～JGSS にみる意識と行動』有斐閣

## 第10章 所沢市における高齢者福祉

平成 15 年 8 月 13 日

自治体高齢者福祉について

所沢市 鏡 諭

1. 所沢市における高齢者の推移

2. 高齢者数のニーズ把握方法

(1) 要援護老人調査

(2) 高齢者実態調査

☆政策過程

3. 高齢者の課題

(1) ひとり暮らしの高齢者の増加

(2) 高齢者夫婦世帯の増加

(3) 虐待・介護放棄への対応

(4) 地域権利擁護事業・成年後見制度の要請

(5) 介護保険における課題

① 施設に入れたがる家族

② 給付の拡大

4. 地域のネットワークの構築

(1) 高齢者みまもり相談員

(2) 民生委員との連携

(3) お達者倶楽部

(4) 地域ケア会議の実施

5. 高齢者のいきがい支援

(1) 老人クラブ

(2) 高齢者大学

(3) 高齢者のネットワーク

(4) 高齢者が高齢者を支援する体制へ

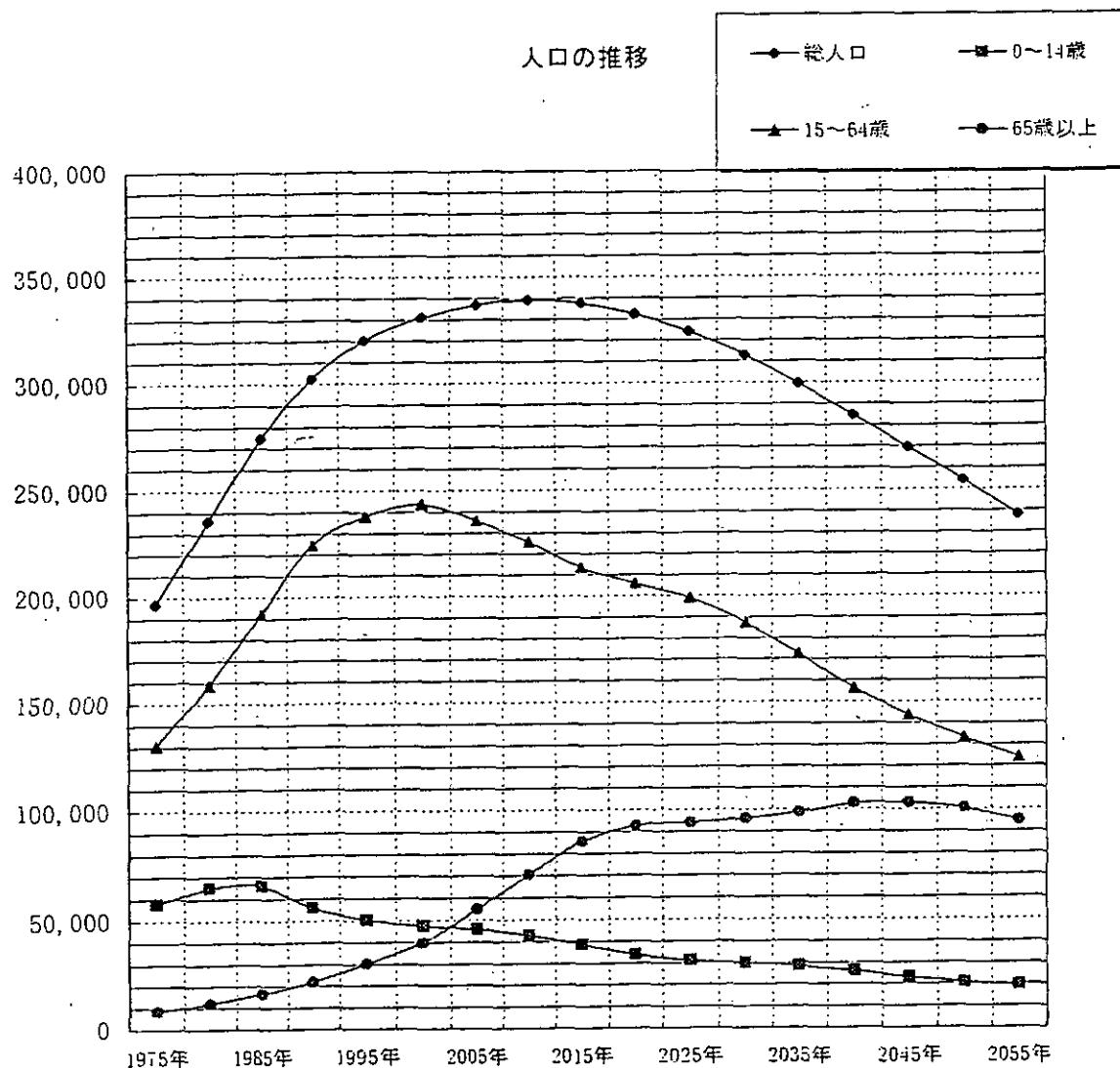
## 将来人口

人口の推移

所沢市

年	総人口	年齢区分			高齢化率
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	
1975年	196,783	57,824	130,383	8,576	4.36%
1980年	236,188	65,220	158,824	12,144	5.14%
1985年	274,623	65,884	192,037	16,702	6.03%
1990年	302,386	56,062	224,419	21,905	7.24%
1995年	320,406	50,233	237,903	30,075	9.39%
2000年	330,659	47,416	243,530	39,713	12.01%
2005年	336,752	45,922	235,883	54,947	16.32%
2010年	339,042	42,814	225,785	70,443	20.78%
2015年	337,414	38,396	213,553	85,465	25.33%
2020年	332,379	33,823	205,894	92,662	27.88%
2025年	324,337	31,152	199,045	94,141	29.03%
2030年	313,102	29,765	187,400	95,937	30.64%
2035年	299,374	28,340	172,611	98,423	32.88%
2040年	284,633	25,913	156,189	102,532	36.02%
2045年	269,671	23,050	143,715	102,906	38.16%
2050年	254,160	20,746	133,201	100,213	39.43%
2055年	237,959	19,456	123,896	94,606	39.76%

\*2005年以降は推計値

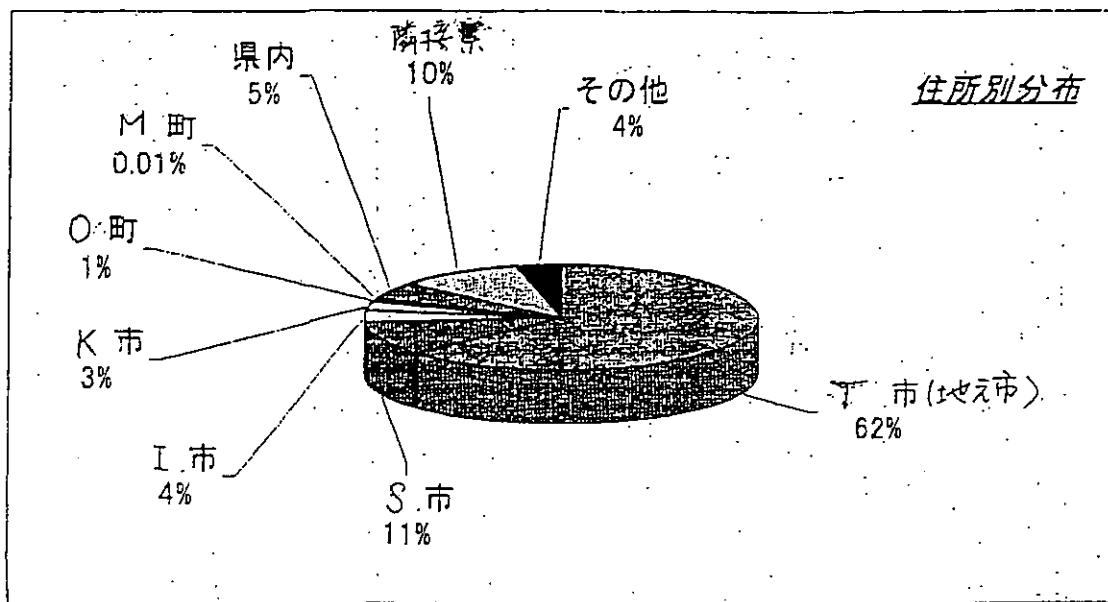


# 所沢市要援護老人調査票

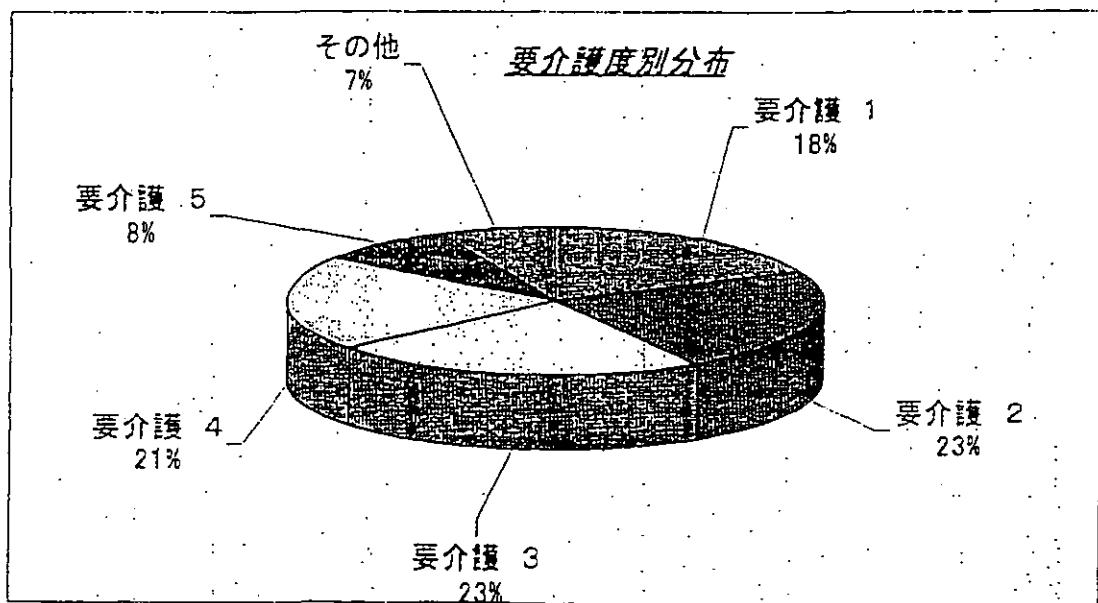
平成11年度	調査状況		1. 完了		(理由)	
要援護類型	1. 駆逐老人世帯	2. 日中単身老人世帯	3. 老人のみ世帯 (2人以上)	4. おたきり老人世帯	5. 施設老人(旅行可)のいる世帯	6. 異居と同居
住所						
世帯番号						
世帯員の状況 (世帯員の総数 人)						
	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業
1						
2						
3						
4						
5						
1. 介護保険の認定の状況						
被保険者番号	要介護度	認定年月日	専宅支援事業者名			
1						
2						
3						
4						
5						
2. 利用している在宅サービス						
被保険者番号	要介護度	認定年月日	緊急通報はたきり老人支援システム			
1						
2						
3						
4						
5						
3. 介護保険の認定の状況						
被保険者番号	要介護度	認定年月日	専宅支援事業者名			
1						
2						
3						
4						
5						
4. 介護保険の認定の状況						
被保険者番号	要介護度	認定年月日	専宅支援事業者名			
1						
2						
3						
4						
5						
5. 介護保険の認定の状況						
被保険者番号	要介護度	認定年月日	専宅支援事業者名			
1						
2						
3						
4						
5						
6. 入院の状況						
入院中の場合は下記の欄に○を記入	該当する項目に○印をつける					
別紙の測定基準により下記の項目を記入	該当する項目に○印をつける					
記憶・見当障害等	問題行動等					
日常生活の状況及び日常生活動作の状況	歩行	食事	排泄	入浴	着脱	軽度
日常生活の状況	歩行	食事	排泄	入浴	着脱	中程度
日常生活の状況	歩行	食事	排泄	入浴	着脱	重度
日常生活の状況	歩行	食事	排泄	入浴	着脱	徘徊
日常生活の状況	歩行	食事	排泄	入浴	着脱	不潔行為
日常生活の状況	歩行	食事	排泄	入浴	着脱	幻覚・妄想
日常生活の状況	歩行	食事	排泄	入浴	着脱	6ヶ月未満
日常生活の状況	歩行	食事	排泄	入浴	着脱	6ヶ月以上

## A特養 申込者分布状況

### 住居別分布(%)



### 要介護度別(%)



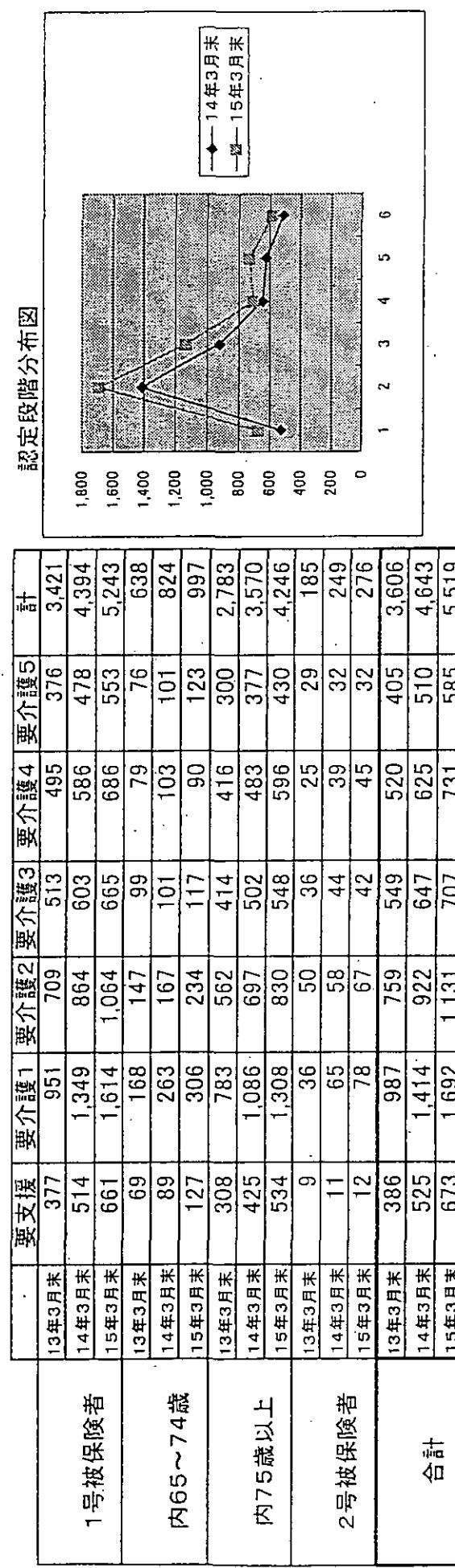
## 平成14年度介護保険事業実施状況

## 1. 高齢者数

	平成13年3月末	対人口比率	平成14年3月末	対人口比率	平成15年3月末	対人口比率
全人口	330,455人		333,114人		335,487人	
65歳以上	41,260人	12.49%	44,028人	13.22%	46,763人	13.94%
65歳～75歳	26,426人	8.00%	28,122人	8.44%	29,856人	8.90%
75歳以上	14,834人	4.49%	15,906人	4.77%	16,907人	5.04%

全人口の伸び率(0.7～0.8%)に比較して、高齢者人口の伸び率(約6%)が上回っており、高齢化は着実に進んでいる。

## 2. 要介護認定者（上段：平成14年3月末、下段：平成15年3月末）（単位：人）



	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認定段階分布割合	14年3月末	11.3%	30.5%	19.9%	13.9%	13.5%
	15年3月末	12.2%	30.7%	20.5%	12.8%	13.2%
国(14年11月)		14.1%	30.4%	18.5%	12.5%	12.3%

## 介護保険給付と高齢者保健福祉施策との関係

介護保険給付	高齢者保健福祉施策
I 法定給付（介護給付・予防給付）	I 保健事業
A 居宅サービス	A 老人保健法に基づく保健事業
1. 訪問介護	1. 健康手帳の交付
2. 訪問入浴介護	2. 健康教育
3. 訪問看護	3. 健康相談
4. 訪問リハビリ	4. 健康診査
5. 通所介護	① 基本健康診査
6. 通所リハビリ	② 肝炎ウイルス検査
7. 短期入所生活介護	③ がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）
8. 短期入所療養介護	④ 骨粗鬆症検査
9. 痴呆対応型共同生活介護	⑤ 成人歯科検査
10. 特定施設入所者生活介護	5. 健康度評価事業（基本健診等事後指導）
11. 福祉用具貸与	6. 機能訓練事業
12. 居宅療養管理指導	① A型（基本型）
B 施設サービス	② B型（地域参加型）
1. 介護老人福祉施設	③ 失語症者のつどい
2. 介護老人保健施設	7. 訪問指導
3. 介護療養型医療施設	B その他の保健事業
II 市町村特別給付	1. 高齢者インフルエンザ予防接種
1. 紙おむつ給付	2. 8020 よい歯のコンクール
	II 福祉事業
	A 在宅福祉サービス
	1. 寝たきり老人寝具乾燥消毒
	2. 寝たきり老人手当支給
	3. 寝たきり老人等介護者手当支給
	4. 公衆浴場入浴料金助成
	5. 福祉電話貸付
	6. 福祉電話等基本料補助
	7. 一人暮らし老人等緊急通報システム
	8. 高齢者みまもり相談員
	9. お達者倶楽部事業
	10. 配食サービス（社会福祉協議会）
	11. 家事援助（社会福祉協議会）

平成12年7月に地域ケア会議を設置した当初は、それまで地域で保健福祉の様々な活動をする人達がそれぞれ個別に高齢者に関わってきたこともあり、会議の開催目的を参加者が共有化することや地域共通の支援の目標、具体的な活動を共有化することが難しく、地域ケア会議開催の意味を確認する事が課題となっていましたが、これについては次第に浸透してきています。現在では事例検討を行う、福祉マップを作成する、講演会を開催する等、それぞれの地域で高齢者に対する情報提供や見守り活動の充実に努めています。今後は、自らサービスを求められない痴呆性高齢者への対応やその支援方法等、個別具体的なものに対する検討が課題となっています。

#### ◇地域ケア会議に関する各在宅介護支援センターの担当一覧(平成14年4月1日現在)◇

(民生委員・児童委員協議会の地区割に準じる)

地 区	担 当	地 区	担 当
所沢	社会福祉協議会	三ヶ島第1	亀令園
松井東	東所沢みどりの郷	三ヶ島第2	桑の実会
松井西	所沢市医師会	小手指第1	ロイヤルの園
柳瀬	千寿里	小手指第2	亀令園
富岡	雪見野	山口	ロイヤルの園
新所沢	飛鳥野の里	吾妻	所沢市医師会
新所沢東	所沢やすらぎの里	並木	さんとめ

### 3. 在宅介護の支援策

高齢化の進行に伴って、介護保険以外においても在宅福祉を充実するために、配食サービスや単身・高齢者世帯等に対する見守り体制、さらには在宅痴呆高齢者への対応等の整備が不可欠となっています。

#### (1) 配食サービスの実施

現在、本市では配食サービスとして、所沢市社会福祉協議会におけるふれあい配食サービスを実施し、週3回昼食の提供を行っています。市民の食に関する関心は高く、本計画の策定に伴って要介護高齢者を対象に実施した実態調査でも「現在介護保険で提供されているサービス以外で介護保険で利用したいサービス」として、32.6%の人が「配食サービス」と回答している状況にあります。

これらのことから、本市では、配食サービスを必要とする高齢者に幅広く対応する必要があると考え、今後介護予防・生活支え合い事業として必要な日に食の提供を実現する毎

## 平成 14 年度 地域ケア会議の状況と課題

### 1. 地域ケア代表者会議

①今年度 6 月末日の地域ケア代表者委員の任期満了に伴い、8 月 6 日の代表者会議開催時に新しい委員に委嘱状交付。

新しい委員  
　　氏(所沢市民間高齢者福祉連絡協議会 副会長)  
　　氏(所沢市保健福祉部 次長)  
　　氏(所沢市保健センター 成人保健課課長)  
　　氏(社会福祉協議会 慣事)

(平成 13 年度までは、所沢市保健福祉部代表)

②3 月 24 日第 2 回代表者会議開催予定

### 2. 地域ケア運営会議

①通常の会議時、以下のような研修を行った。

8 月 2 日 県外研修 (千葉県柏市)  
8 月 23 日 研修 (地域福祉権利擁護事業)  
1 月 24 日 研修 (多様な高齢者住宅)

②通常の運営会議とは別に在介センター職員から希望のあった「在宅介護支援センターとしてかかわる事例」について事例検討を行った。

12 月 27 日 事例提出在介(みどりの郷・亀令園)  
2 月 14 日 事例提出在介(医師会・やすらぎの里)

### 3. 地域ケア会議

#### 状況と成果

①今年度は、地域独自の取り組みを行う地域が出てきた。

#### 三ヶ島第 1 地区 外出についての希望調査

構成員より相談された事例について解決に向けた事例検討  
(隨時開催する 今年度 2 事例開催。検討結果については通常の地域ケア会議で報告)

#### 三ヶ島第 2 地区 外出についての希望調査

平成 15 年度に向け「健康福祉講座」開催企画

いきいきと暮らすための  
高齢者福祉ガイド

・・健康で豊かな生活を送るために・・

所沢市

市では、高齢者の方々がいつまでもいきいきとすこやかに暮らせるよう各種の事業を実施しています。

また、おおむね65歳以上で、ねたきり・痴呆・虚弱の症状のある方、一人暮らしの方などのために各種相談を実施しています。

保健福祉部高齢者いきがい課  
電話042-998-9120

## 目 次

### 安心して生活していただくために

#### I 地域支援体制の整備

1 在宅介護支援センター	1
2 地域ケア会議	2
3 各種相談	2
4 お達者倶楽部	2

#### II ひとり暮らしの高齢者等への支援事業

1 単身老人保養事業	3
2 高齢者みまもり相談員	3
3 緊急通報システムの貸与	3
4 福祉電話の貸与・基本料金の補助	4
5 所沢市徘徊高齢者家族支援事業	4
6 高齢者生活管理指導短期宿泊事業	5

#### III 手当等の支給・助成事業

1 ねたきり老人（痴呆性老人）手当の支給	5
2 ねたきり老人（痴呆性老人）介護者援助事業	6
3 高齢者住み替え住宅家賃助成事業	6
4 高齢者住宅整備資金貸付事業	7
5 外国人高齢者等福祉手当支給事業	7
6 公衆浴場老人入浴料助成事業	8

#### IV 家庭で受けるサービス

布団乾燥・消毒車の派遣	8
-------------	---

#### V 施設の入所

養護老人ホームの入所措置	8
--------------	---

### 日々健康で豊かに過ごしていただくために

#### I 生きがい支援事業

1 高齢者大学の開講	9
------------	---

2 高齢者ゲートボール大会	9
3 高齢者囲碁・将棋大会	10
4 高齢者演芸大会	10
5 高齢者スポーツ大会	10
6 高齢者創作品展示会	11
7 高齢者福祉バスの運行	11
8 長生クラブ活動への支援	11
9 シルバー人材センターへの支援	12

### 老人福祉センター・老人憩の家

老人福祉センター・老人憩の家の施設利用	12
---------------------	----

### 介護保険

介護保険課	13
-------	----

### 健康・医療

1 福祉総務課	15
2 保健センター	15

### 社会福祉協議会が窓口となるサービス

1 車椅子、リフト付自動車の貸出し	15
2 家事援助サービス	15
3 ふれあい配食サービス	16
4 福祉サービス利用援助事業あんしんサポートねっと所沢	16
5 介護者リフレッシュ事業	16

## ■安心して生活していただくために

### I 地域支援体制の整備

#### 1 在宅介護支援センター

専門の職員が24時間体制で電話や面接により高齢者の介護相談に応じ、必要なサービスが使えるように情報提供と申請のお手伝いを行います。

##### 【基幹型】

- ・ところざわ在宅介護支援センター

上安松1224-1 保健センター内 (℡991-4777)

##### 【地域型】

- ・亀令園<sup>きれいえん</sup>在宅介護支援センター

東狭山ヶ丘4-2695-1 (℡923-8780)

- ・桑の実<sup>くわのみ</sup>在宅介護支援センター

東狭山ヶ丘6-2823-13 ケアステーション所沢内

(℡926-7800)

- ・在宅介護支援センターロイヤルの園

北野2852-1 (℡947-1211)

- ・所沢やすらぎの里在宅介護支援センター

東狭山ヶ丘5-928-1 (℡921-2199)

- ・東所沢みどりの郷在宅介護支援センター

坂之下941-3 (℡951-3001)

- ・所沢市医師会在宅介護支援センター

上安松1224-7 (℡994-1615)

- ・千寿里<sup>せんじゅのさと</sup>在宅介護支援センター

坂之下1153-1 (℡951-5811)

- ・所沢市在宅介護支援センターさんとめ

中富1609-1 (℡942-0067)

- ・雪見野<sup>ゆきのみの</sup>在宅介護支援センター

下富1101-1 雪見野ケアセンター内 (℡990-5302)

- ・飛鳥野<sup>あすかの</sup>の里<sup>さと</sup>在宅介護支援センター

神米金505 (℡990-2580)

## 2 地域ケア会議

在宅の要援護高齢者及びその家族等に対し、高齢者等の健康及び生きがいに対する活動支援並びに寝たきり予防のための情報提供等により要援護高齢者が要介護状態にならないことを目として地域ケア会議を設置します。

☆構成・・・地域ケア代表者会議及び地域ケア運営会議については市内各 1 組織、  
地域ケア会議については市内 14 地域に設置します。

☆事務局・・・地域ケア会議は、地域型在宅介護支援センターがそれぞれの担当地区を受持ち、その地域での要介護となるおそれのある高齢者を中心とした実態把握に努め、介護予防・生活支援が円滑に行えるように計画的に対応すると同時に、連絡調整並びに地域の高齢者に対する支援を行ないます。

☆構成・・・地域ケア会議は、保健、医療、福祉などに関係する民生委員、高齢者みまもり相談員、自治会・町内会、社会福祉施設、医療機関、ボランティア団体、居宅支援事業者等で構成します。

☆所掌事務・・・地域ケア会議等は、次の各号に掲げる事項について協議します。

- (1) 要援護高齢者の効果的な介護予防・生活支援サービス及び地域の見守りなどの総合調整
- (2) 介護サービス機関との連携による生活支援及び相談・指導
- (3) その他必要な事項

## 3 各種相談

高齢者いきがい課では、高齢者福祉等生活全般にかかる相談、生きがいをもつていきいきと暮らすための支援を行います。

## 4 お達者俱楽部

地域で生活するおおむね 65 歳以上の在宅高齢者に対して、ボランティア活動として自宅や地域の集会所等を利用して、交流会、レクリエーション、講座、会食会、生涯学習活動等を行ない、高齢者の健康増進、閉じこもり防止、介護予防を図ることを目的とする事業です。

☆対象者・・・おおむね 65 歳以上の要援護高齢者又は外出の機会が少ない高齢者（5 人以上の参加者を募ります。）

☆ボランティア組織・3 人以上のボランティアで構成する組織を設置します。

☆時間・・・原則として午前 10 時から午後 3 時とします。

☆実施回数・・・月 1 回以上年間を通して実施します。

☆連携・・・地域ケア会議等と連携していきます。

☆委託料・・・運営委託費として 1ヶ所につき年間 5 万円支払います。参加者の出席状況その他活動実績を記録して年 1 回市に報告します。

## II ひとり暮らしの高齢者等への支援事業

### 1 単身高齢者保養事業（10月）の実施

65歳以上でひとり暮らしの高齢者の方を、1日の日帰りバス旅行にご案内します。担当の民生委員が7月中旬～8月上旬に伺いますので申し込んでください。

☆実施回数・年1回

☆参加費···1,000円

☆募集···7月20日号広報ところざわ（生涯学習情報誌）掲載予定  
地区ごとに実施、行先については毎年変更します。

### 2 高齢者みまもり相談員

市で委嘱している相談員が、定期的に次の高齢者のお宅を訪問し、話し相手や安否確認を行います。

☆対象者···市内に住所を有する65歳以上で、相談員の訪問を希望する次いづれかに該当する方。

(1)単身高齢者···同一敷地内に住所を有する親族がいない方

(2)日中単身高齢者···同居者の勤務等のために日中おおむね8時間以上単身の状態が続く方

(3)高齢者のみの世帯···全員が65歳以上で生活している方

(4)痴呆症状がある人（その家族を含みます。）

☆申込···希望者は、高齢者みまもり相談員訪問依頼書に必要事項を記入し、高齢者いきがい課に提出します。

☆実施回数···月1～2回、状況に応じて対応します。

☆費用···無料

### 3 緊急通報システムの貸与

慢性疾患等のあるひとり暮らしや日中単身の高齢者に対し、急病や事故の際に、発信機のボタンを押すことにより、消防署の受信機に通報する緊急通報システム機器を貸与します。

☆利用手続きに必要なもの

(1)所沢市在宅福祉サービス利用申請書・承諾書

(2)対象者状況調書

(3)ひとり暮らし老人等緊急通報機器使用貸借契約書

承諾書と契約書に借受人の印鑑が必要です。

(4)申請後、自宅の鍵を預かります。

☆費用···前年度所得税が42,000円以下の人には0円

前年度所得税が42,001円以上の人には月額1,500円